

# 企業会計的手法による 川崎市の財政状況

(平成23年度決算版)

「基準モデル」による財務書類

平成24年10月

財政局



## はじめに

自治体の予算は、当該年度の歳出は当該年度の歳入をもって充てるという会計年度独立の原則に基づいており、そのため会計手法も現金収支に着目した「現金主義・単式簿記」を基本としています。

しかし、資金の流れ（フロー情報）やその用途を明らかにすることを主眼とする現在の公会計では、現金以外の資産や負債などの状況（ストック情報）及び行政サービスに要した全体コスト等が把握しづらいため、近年では「発生主義・複式簿記」を基本とする企業会計的手法を導入する動きが広まっています。

本市においても、平成 10 年度決算版の普通会計「バランスシート」をはじめとして、順次、対象を拡大しながら企業会計的手法による財務書類を作成し、平成 17 年度決算版からは、「バランスシート」、「行政コスト計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」を作成しています。

これらの財務書類は、総務省が示した統一的な基準（「総務省方式」）により作成してきましたが、国においては、資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めることを目的に、新地方公会計制度研究会による検討を進め、その報告書に示された新たなモデルに基づく財務書類を作成し、平成 20 年度決算版から公表することを地方に要請していました。

これを受け、本市では財政状況をわかりやすく説明する取組を一層推進するため、平成 20 年度決算版から「総務省方式改訂モデル」を採用し、「貸借対照表（バランスシート）」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書（キャッシュ・フロー計算書）」の財務書類 4 表を作成してまいりました。

さらに、歳入歳出の執行伝票の情報から複式仕訳を作成し、また、すべての固定資産の再評価を一括して行う「基準モデル」による財務書類 4 表の作成準備を進め、平成 23 年度決算版から公表することができるようになりました。

今後も、これらの財務書類を効果的に活用しながら、市の資産・債務の適切な管理や活用を図り、持続可能な財政構造の構築を進めてまいります。

# 目 次

<b>1 財務書類について</b>	
(1) 新地方公会計制度について	1
(2) 財務書類4表(基準モデル)について	1
ア 貸借対照表	1
イ 行政コスト計算書	2
ウ 純資産変動計算書	2
エ 資金収支計算書	2
オ 財務書類4表相互関係図(基準モデル)	3
カ 単体・連結財務書類について	3
キ 「基準モデル」と「改訂モデル」の特徴について	3
(3) 民間企業と地方自治体の財務書類の違い	4
ア 貸借対照表	4
イ 行政コスト計算書	4
ウ 純資産変動計算書	4
エ 資金収支計算書	4
<b>2 普通会計の財務書類</b>	
(1) 各財務書類の関係(基準モデル)	6
(2) 普通会計の貸借対照表	7
ア 普通会計の貸借対照表(基準モデル)	7
イ 基準モデルと改訂モデルの違い	9
ウ 前年度との比較(改訂モデル)	10
エ 資産・負債の経年比較(改訂モデル)	11
オ 非金融資産について(基準モデル)	13
カ 市民一人あたりの貸借対照表(基準モデル)	18
【参考】 他都市との比較	19
(3) 普通会計の行政コスト計算書	21
ア 普通会計の行政コスト計算書(基準モデル)	21
イ 基準モデルと改訂モデルの違い	22
ウ 前年度との比較(改訂モデル)	23
エ 行政コスト計算書の経年比較(改訂モデル)	24
オ 行政コスト計算書の性質別・目的別区分による比較(基準モデル)	25
カ 市民一人あたりの普通会計の行政コスト計算書(基準モデル)	26
【参考】 他都市との比較	27
(4) 普通会計の純資産変動計算書	29
ア 普通会計の純資産変動計算書(基準モデル)	29
イ 基準モデルと改訂モデルの違い	30
(5) 普通会計の資金収支計算書	31
ア 普通会計の資金収支計算書(基準モデル)	31
イ 基準モデルと改訂モデルの違い	32

(6)	財務指標等を用いた財務分析	33
ア	資産形成度に着目した分析	33
イ	世代間公平性に着目した分析	36
ウ	持続可能性（健全性）に着目した分析	38
エ	効率性に着目した分析	39
オ	自律性に着目した分析	41
<b>3</b>	<b>単体財務書類</b>	
(1)	各財務書類の関係(基準モデル)	42
(2)	単体貸借対照表	43
ア	単体貸借対照表	43
イ	普通会計との比較	44
ウ	市民一人あたりの単体貸借対照表	44
(3)	単体行政コスト計算書	45
ア	単体行政コスト計算書	45
イ	市民一人あたりの単体行政コスト計算書	46
(4)	単体純資産変動計算書	47
(5)	単体資金収支計算書	48
<b>4</b>	<b>連結財務書類</b>	
(1)	各財務書類の関係(基準モデル)	50
(2)	連結貸借対照表	51
ア	連結貸借対照表	51
イ	普通会計・単体との比較	52
ウ	市民一人あたりの連結貸借対照表	52
(3)	連結行政コスト計算書	53
ア	連結行政コスト計算書	53
イ	市民一人あたりの連結行政コスト計算書	54
(4)	連結純資産変動計算書	55
(5)	連結資金収支計算書	56

**【資料】 川崎市の財務書類**

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

※市民一人あたりの数値は、各年度の3月31日現在の住民基本台帳人口によります。

・平成23年3月31日：1,381,706人

・平成24年3月31日：1,388,481人

# 平成23年度川崎市財務書類連結会計及び団体一覧

連結財務書類		
単体財務書類		
一般会計	特別会計(7会計)	一部事務組合・広域連合(2団体)
<b>普通会計財務書類</b>		
一般会計	特別会計(7会計)	一部事務組合・広域連合(2団体)
<b>特別会計(6会計)</b>	競輪事業特別会計	神奈川県川崎競馬事務組合
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	卸売市場事業特別会計	神奈川県後期高齢者医療広域連合
公害健康被害補償事業特別会計	国民健康保険事業特別会計	<b>地方公社(2法人)</b>
勤労者福祉共済事業特別会計	後期高齢者医療事業特別会計	川崎市土地開発公社
墓地整備事業特別会計	介護保険事業特別会計	川崎市住宅供給公社
公共用地先行取得等事業特別会計	港湾整備事業特別会計	<b>第3セクター(25法人)</b>
公債管理特別会計	生田緑地ゴルフ場事業特別会計	公益財団法人 川崎市国際交流協会
	<b>企業会計(6会計)</b>	財団法人 川崎市指定都市記念事業公社
	病院事業会計	公益財団法人 川崎市文化財団
	下水道事業会計	公益財団法人 川崎市スポーツ協会
	水道事業会計	かわさき市民放送 株式会社
	工業用水道事業会計	財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会
	自動車運送事業会計	川崎アゼリア 株式会社
	高速鉄道事業会計	川崎冷蔵 株式会社
		公益財団法人 川崎市産業振興財団
		公益財団法人 川崎・横浜公害保健センター
		公益財団法人 川崎市シルバー人材センター
		財団法人 川崎市身体障害者協会
		財団法人 川崎市心身障害者地域福祉協会
		財団法人 川崎市看護師養成確保事業団
		財団法人 川崎市保健衛生事業団
		財団法人 川崎市まちづくり公社
		みぞのくち新都市 株式会社
		株式会社 川崎球場
		財団法人 川崎市公園緑地協会
		川崎臨港倉庫 株式会社
		かわさきファズ 株式会社
		財団法人 川崎市水道サービス公社
		財団法人 川崎市消防防災指導公社
		財団法人 川崎市学校給食会
		公益財団法人 川崎市生涯学習財団

# 1 財務書類について

## (1) 新地方公会計制度について

新地方公会計制度は、「新地方公会計制度研究会報告書」等(※)に示す「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」(以下「基準モデル」という。)又は「地方公共団体財務書類にかかる総務省方式改訂モデル」(以下「改訂モデル」という。)を活用して、公会計の整備推進に取り組むことが求められております。

「基準モデル」は、公有財産の状況を公正価値評価による固定資産台帳で把握し、民間企業会計の考え方と会計実務を基に個々の取引情報を発生主義により複式記帳して作成するものです。「改訂モデル」は、事務の負荷を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報のかわりに、既存の決算統計の情報を活用して作成することが認められたものです。

本市では、平成 20 年度決算分から「改訂モデル」による財務書類の作成してまいりましたが、「基準モデル」による財務書類の作成に必要な複式簿記変換システムや固定資産台帳が整備されたことから、平成 23 年度決算分から「基準モデル」による財務書類の作成、公表をすることができるようになりました。

※ 総務省からの「公会計の整備推進について(通知)」では、財務書類 4 表の整備にあたり、「新地方公会計制度研究会報告書」及び「新地方公会計実務研究会報告書」を活用し、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」等の方式により、公会計の整備推進に取り組むこととされています。

## (2) 財務書類 4 表(基準モデル)について

### ア 貸借対照表

貸借対照表は、会計年度末(基準日)時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのか(資産保有状況)、その資産がどのような財源でまかなわれているのか(財源調達状況)を表示した書類です。

基準日時点における地方公共団体の財政状態(資産・負債・純資産といったストック項目の残高)が明らかになります。

#### (ア) 資産

- ・将来の資金流入をもたらすもの
- ・将来の行政サービス提供能力を有するもの

#### (イ) 負債

将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすもの(地方債、引当金等)

#### (ウ) 純資産

資産と負債の差額であり、地方税、地方交付税、国庫補助金など将来の資金の流出を伴わない財源や資産評価差額などを計上

## イ 行政コスト計算書

一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。

これにより、その差額として、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について、税収等でまかなうべき行政コスト（純経常費用（純行政コスト））が明らかになります。

## ウ 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。

純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常費用（純経常行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。

## エ 資金収支計算書

資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。

現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「経常的収支」「資本的収支」「財務的収支」という性質の異なる三つの活動に大別して収支が記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかになります。

### （ア） 経常的収支

「支出」は、基本的に行政コスト計算書が発生主義で計上する資産形成を伴わない経常的な行政活動に伴う費用を現金主義で捉え直したものであり、「収入」は、地方税、地方交付税などの経常的な収入を計上するものです。

### （イ） 資本的収支

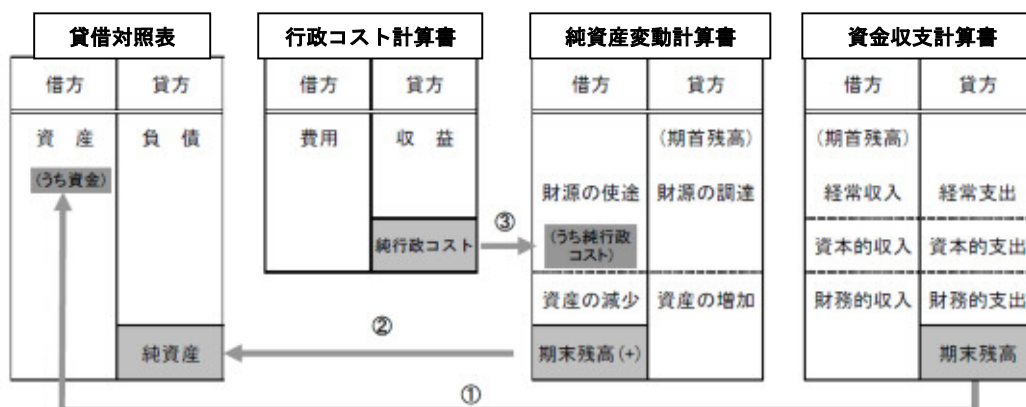
固定資産形成や長期金融資産形成といった資本形成活動に関する収支です。

### （ウ） 財務的収支

公債費の償還・発行といった負債の管理に関する収支です。



## オ 財務書類4表相互関係図(基準モデル)



- ① 貸借対照表の資産のうち「資金」の金額は、資金収支計算書の期末残高と対応します。
- ② 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されるが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。
- ③ 行政コスト計算書の「純経常費用（純行政コスト）」の金額は、費用と収益の差額であるが、これは、資金収支計算書の財源の使途のうち「純経常費用への財源措置」に対応します。

## カ 単体・連結財務書類について

単体財務書類及び連結財務書類とは、地方公共団体を構成する普通会計以外の特別会計や、地方公共団体と連携して行政サービスを実施している関係団体や法人を1つの行政サービス実施主体としてとらえ、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況などを総合的に明らかにすることを目的として作成する財務書類のことです。

本市の単体・連結財務書類の対象となる会計・団体・法人につきましては、目次の次頁をご参照ください。

## キ 「基準モデル」と「改訂モデル」の特徴について

「基準モデル」は、開始貸借対照表を固定資産台帳等に基づき作成し、現金取引情報に止まらず、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握したうえで、個々の取引情報を発生主義により発生の都度又は期末に一括して複式記帳して作成することを前提としたものであります。本市では、期末に一括して複式記帳を行っております。

「改訂モデル」は、各団体のこれまでの取組や作成事務の負荷を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の地方財政状況調査の情報を活用して作成することを認めています。その結果、開始貸借対照表の整備が比較的容易であり、また、公有財産の整備財源情報などの情報開示が可能となるなどの特徴がありますが、一方で公有財産等の貸借対照表計上額に精緻さを欠くという課題もあります。

### (3) 民間企業と地方自治体の財務書類の違い

民間企業（株式会社）においては、株主により選任された経営者が株主の価値を最大化すべく業務を執行します。そのため、民間企業の財務書類においては、株主が投下している資本に対して適切なリターンがあるかどうか重視され、企業の収益率が重要な評価指標の一つとなります。一方で、地方自治体においては、利益を計上することではなく継続的に行政サービスを提供することが目的となります。従いまして、どのようなインフラ資産や公共施設をどれくらい作ってきたか、そのようなインフラ施設や公共施設の老朽化はどの程度進んでいるか、世代間の公平の状態はどのようになっているのか、といったことなどを明らかにしていく必要があります。

#### ア 貸借対照表

企業会計では、特定の業種を除いて原則として、貸借対照表の項目を流動性の高い順に配列する流動性配列法に従って記載され、基準モデルではこれを採用しています。

#### イ 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、企業会計における損益計算書に対応するものといえますが、損益計算書が一会計期間の営業活動に伴う収益・費用を対比して「当期純利益」を計算するのに対して、行政コスト計算書は一会計期間の経常的な行政活動に伴う費用とその行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益を対比して「純経常費用（純行政コスト）」を算出する点で大きく異なります。

これは、地方公共団体の行政活動は企業のように利益の獲得を目的としないこと、新地方公会計モデルでは、税収を行政コスト計算書ではなく、純資産変動計算書に計上することと関係します。

企業会計においては、株主は会社の所有者であり、その株主（所有者）からの出資金は収益ではなく、純資産の増加要因として株主資本等変動計算書に計上されます。民間企業と同様に、住民は地方公共団体の所有者として捉えた場合、住民からの税収は「所有者からの拠出」とあるという考えに基づき（これを「持分説」といいます。）純資産変動計算書に計上することとしています。

#### ウ 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、企業会計の株主資本等変動計算書に対応するものといえますが、株主資本等変動計算書では、資本取引と損益取引の区別が重視されるのに対して、純資産変動計算書では、純資産の財源の充当先による区分が重視されるという点が異なります。

#### エ 資金収支計算書

現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、基準モデルでは「経常的収支」「資本的収支」「財務的収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地

方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。この点、企業会計のキャッシュ・フロー計算書においては、「営業活動」「投資活動」「財務活動」という三つの活動に区分されます。

## 2 普通会計の財務書類

### (1) 各財務書類の関係(基準モデル)

財務4表の関係は次のとおりです。数値は平成23年度川崎市普通会計(基準モデル)の金額(億円単位)を入れております。

〈基準モデル〉

単位:億円

【貸借対照表】

借方		貸方	
資金	55	流動負債	897
その他の金融資産	3,431	固定負債	9,792
非金融資産	38,688	純資産	31,484

【行政コスト計算書】

借方		貸方	
経常費用 (総行政コスト)	4,317	経常収益	344
		純経常費用 (純行政コスト)	3,973

【純資産変動計算書】

借方		貸方	
財源の使途	5,170	期首純資産残高	31,128
(うち純行政コスト)	(3,973)	財源の調達	5,140
資産形成充当財源の減少	408	資産形成充当財源の増加	1,306
その他純資産の減少	511	その他純資産の増加	0
期末純資産残高	31,484		

【資金収支計算書】

借方		貸方	
期首資金残高	81	経常的支出	4,008
経常的収入	4,737	資本的支出	1,027
資本的収入	419	財務的支出	1,266
財務的収入	1,120	期末資金残高	55

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

## (2) 普通会計の貸借対照表

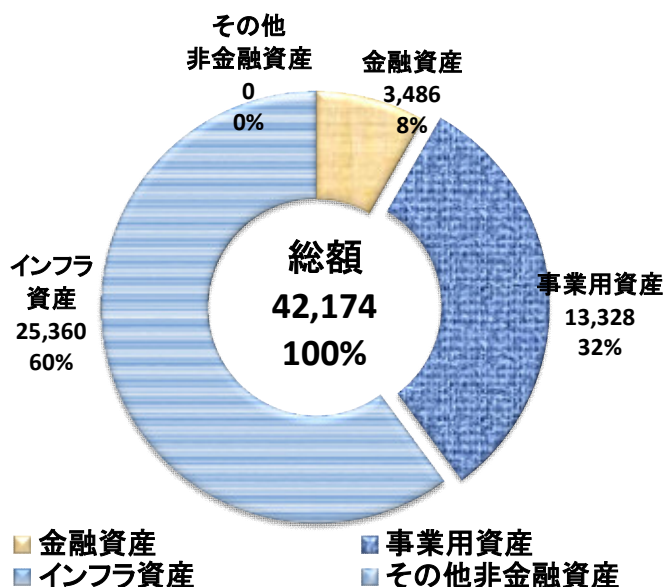
### ア 普通会計の貸借対照表(基準モデル)

〈基準モデル〉		(平成24年3月31日 単位:億円)	
金融資産	3,486	流動負債	897
資金	55	公債(短期)	737
債権	397	その他	160
有価証券	0		
投資等	3,034		
非金融資産	38,688	非流動負債	9,792
事業用資産	13,328	公債	8,948
インフラ資産	25,360	引当金	751
その他	0	その他	93
		<b>負債合計</b>	<b>10,689</b>
		(資産合計に占める割合)	25.3%
		<b>純資産合計</b>	<b>31,484</b>
		(資産合計に占める割合)	74.7%
<b>資産合計</b>	<b>42,174</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>42,174</b>

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

### (ア) 資産

〈基準モデル〉

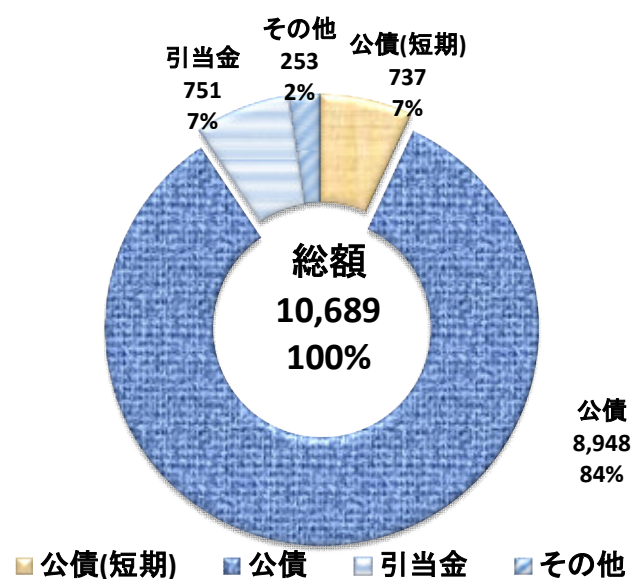


※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。(単位:億円)

資産の約92%は、公共サービスを提供するための固定資産である「事業用資産」及び「インフラ資産」が占めています。また、債権の主たるものは貸付金、投資等の主たるものは他会計・各団体に対する出資や基金等です。

## (イ) 負債

〈基準モデル〉



※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。(単位：億円)

負債の約91%は、未償還の公債(市債)が占めています。また、引当金の主たる内容は、職員等に対する退職金の支払いに備えるための退職給付引当金等です。

## (ウ) 純資産

純資産は3兆1,484億円であり、純資産比率は74.7%です。

## イ 基準モデルと改訂モデルの違い

〈基準モデル〉		(平成24年3月31日 単位:億円)		〈改訂モデル〉		(平成24年3月31日 単位:億円)	
金融資産	3,486	流動負債	897	公共資産	44,272	固定負債	9,749
資金	55	公債(短期)	737	有形固定資産	44,242	市債	8,927
債権	397	その他	160	売却可能資産	29	長期未払金	71
有価証券	0					引当金	751
投資等	3,034	非流動負債	9,792	投資等	2,137	流動負債	884
		公債	8,948	投資及び出資金	1,486	翌年度償還予定地方債	737
非金融資産	38,688	引当金	751	貸付金	263	未払金	6
事業用資産	13,328	その他	93	その他	388	翌年度支払予定退職手	88
インフラ資産	25,360	<b>負債合計</b>	<b>10,689</b>	流動資産	1,358	賞与引当金	53
その他	0	<b>純資産合計</b>	<b>31,484</b>	現金預金	1,319	<b>負債合計</b>	<b>10,633</b>
				未収金	39	<b>純資産合計</b>	<b>37,133</b>
<b>資産合計</b>	<b>42,174</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>42,174</b>	<b>資産合計</b>	<b>47,766</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>47,766</b>

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

基準モデルは、貸借対照表の項目を流動性の高い順に配列する流動性配列法を採用していますが、改訂モデルは、固定的な項目から順に配列する固定性配列法を採用しています。

計上額の差につきましては、資産については、固定資産の算定方法の違いが大きな要因です。

非金融資産の土地については、基準モデルでは、開始時点(平成23年4月1日)において市が保有する固定資産を特定した上ですべての資産を公正価値で評価しています。一方で、改訂モデルでは、普通建設事業費の積上を基礎として公共資産の帳簿価額を算定しております。そのため、両モデルの評価の考え方に起因して資産の金額に差異が生じます。

土地以外の非金融資産については、基準モデルでは個々の資産の構造・用途等に応じて耐用年数を定めて減価償却を行っているのに対し、改訂モデルでは行政目的別の区分に応じて耐用年数を定めて減価償却を行うため、減価償却の金額に差異が生じます。

負債については、今回の基準モデルでの財務書類作成に当たり、ファイナンス・リース取引にかかるリース債務の調査を行い、改訂モデルでは負債として計上していなかった債務を新たに計上したことなどが大きな要因です。

ウ 前年度との比較（改訂モデル）

〈改訂モデル〉		（平成24年3月31日 単位：億円）		
項 目		平成23年度 A	平成22年度 B	A-B
資 産 合 計		47,766	47,466	300
公 共 資 産 投 資 等 流 動 資 産	公 共 資 産	44,272	44,007	265
	投 資 等	2,137	2,126	11
	流 動 資 産	1,358	1,333	24
負 債 合 計		10,633 <small>（資産合計に占める割合 22.3%）</small>	10,644 <small>（資産合計に占める割合 22.4%）</small>	△ 11
固 定 負 債 流 動 負 債	固 定 負 債	9,749	9,508	241
	流 動 負 債	884	1,136	△ 252
純 資 産 合 計		37,133 <small>（資産合計に占める割合 77.7%）</small>	36,822 <small>（資産合計に占める割合 77.6%）</small>	311

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

（ア） 資産

公共資産の増加は、主として道路・街路、学校、公園・緑地等の増加によるものです。また投資等及び流動資産の増加は、減債基金への積立金等の増加によるものです。

主な増減内容

道路・街路 95 億円、区画整理 75 億円、小・中学校 37 億円、  
公園・緑地 18 億円、社会教育施設 22 億円（公共資産）  
他会計への出資金等 32 億円、貸付金△27 億円（投資等）  
減債基金積立金 49 億円、歳計現金△26 億円（流動資産）

（イ） 負債

負債の減額は、主として退職手当等、損失補償等引当金等の減によるものです。

主な増減内容

地方債 28 億円（固定負債分 250 億円、流動負債△222 億円）  
退職手当等△27 億円（固定負債分 1 億円、流動負債△28 億円）  
損失補償等引当金△5 億円（固定負債）

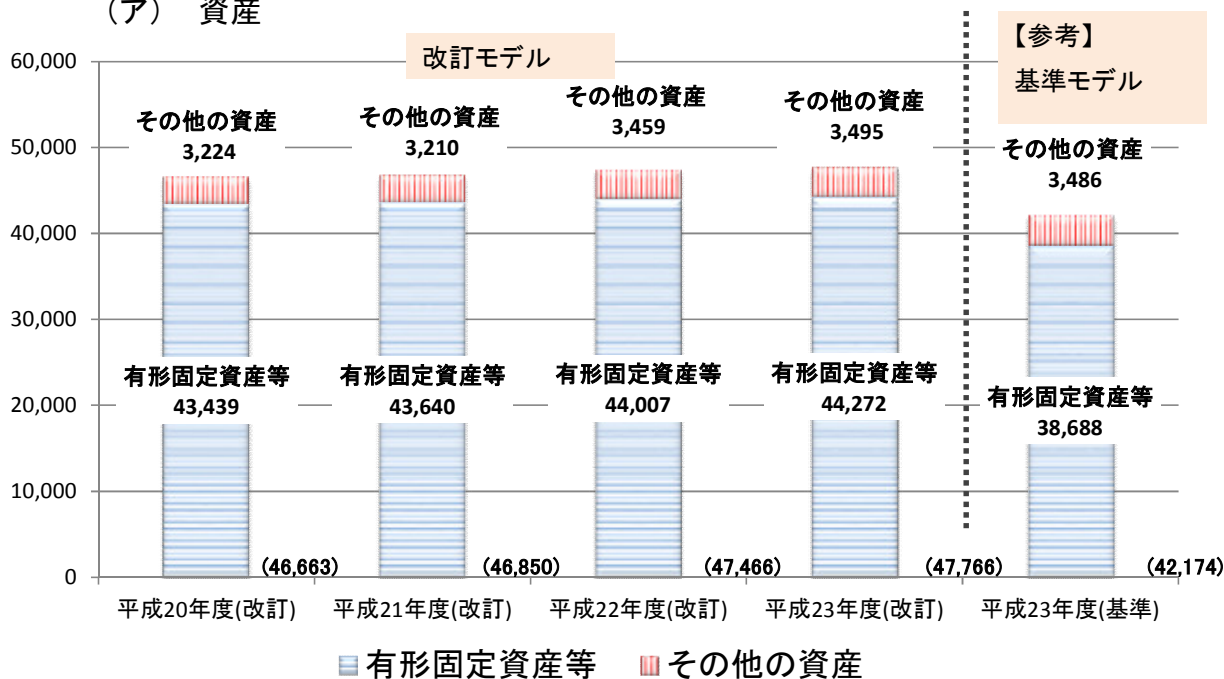
（ウ） 純資産

平成 23 年度を通じて、増加した純資産は 311 億円でした。



## エ 資産・負債の経年比較(改訂モデル)

### (ア) 資産



※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。(単位：億円)

※カッコ書きは、総額です。

#### 【各項目】

「有形固定資産等」：改訂モデル 公共資産に計上される金額

基準モデル インフラ資産及び事業用資産に計上される金額

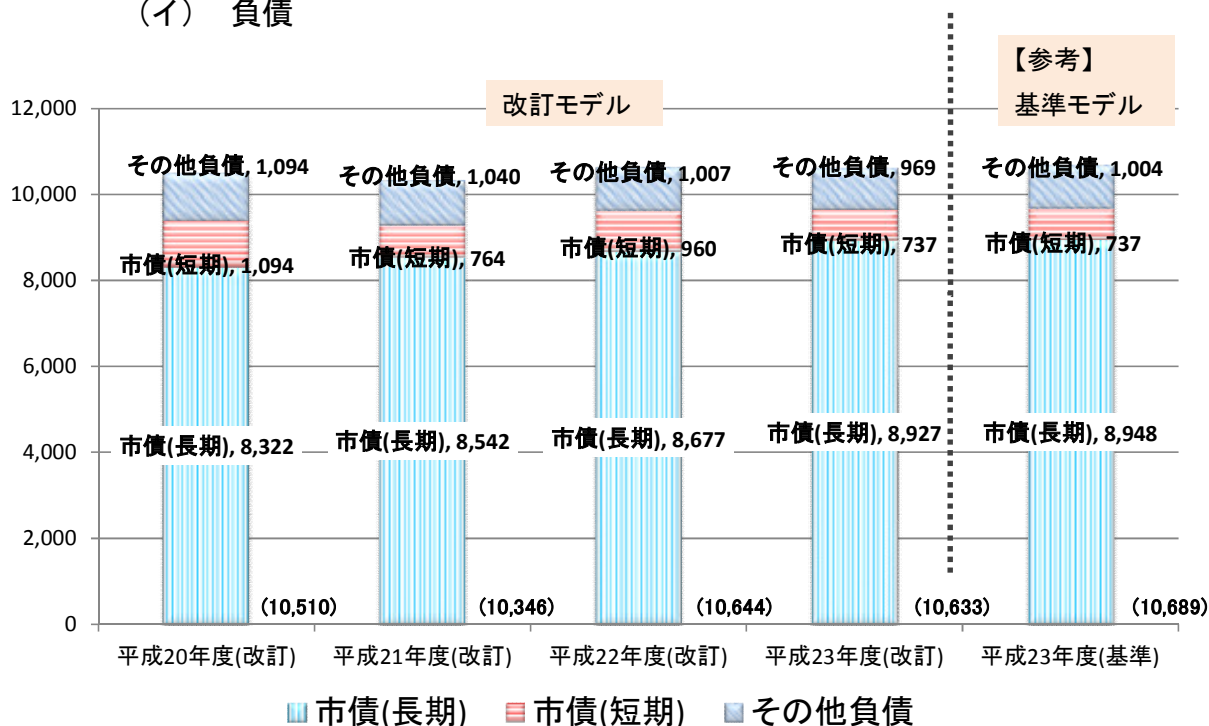
「その他の資産」：改訂モデル 出資・出捐、基金・積立金、貸付金及び資金等

基準モデル 出資・出捐、基金・積立金、貸付金及び資金等

有形固定資産等については、道路、街路、公園や学校等の整備などにより、僅かではありますが増えていることがわかります。また、その他の資産については、減債基金等への積立や貸付金等の状況により違ってきますが、増加しています。全体として資産は、増加傾向となっております。

また、基準モデルにつきましては、開始時点（平成23年4月1日時点）で、市が所有する全ての固定資産を再評価しているため、有形固定資産等の金額が大きく変動しております。

(イ) 負債



※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。(単位：億円)  
 ※カッコ書きは、総額です。

【各項目】

- 「市債(長期)」： 改訂モデル 地方債に計上される金額  
 基準モデル 公債に計上される金額
- 「市債(短期)」： 改訂モデル 翌年度償還予定地方債に計上される金額  
 基準モデル 公債(短期)に計上される金額
- 「その他の負債」： 改訂モデル 退職給付引当金及び賞与引当金等  
 基準モデル 退職給付引当金、賞与引当金及びリース債務等

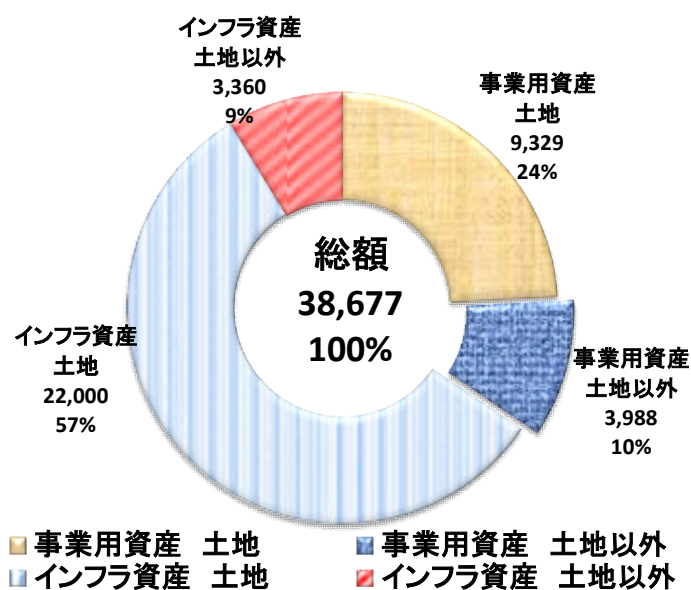
市債については、翌年度に支払う市債の額によって長期と短期で変動が大きくなります。長短あわせて見ますと、徐々に増加していますが、将来の償還等に備え減債基金等への積立も併せて行っております。

その他の負債については、退職者数の減少や職員数の減少などにより、退職給付引当金や賞与引当金等の減少により、徐々に減ってきております。

## オ 非金融資産について(基準モデル)

資産のうち非金融資産の特徴を、事業用資産及びインフラ資産について土地と土地以外のものに分けた場合の構成比を見る「(ア)事業用・インフラの構成比」、生活インフラ・国土保全、教育、福祉といった行政目的別に把握する「(イ)目的別の構成比」、土地と土地以外の固定資産に区分し経年を見る「(ウ)土地・土地以外の資産の経年比較」、非金融資産のうち保有している施設の主なものを見る「(エ)主な施設の状況」の項目に分けて紹介いたします。

### (ア) 事業用・インフラの構成比(基準モデル)



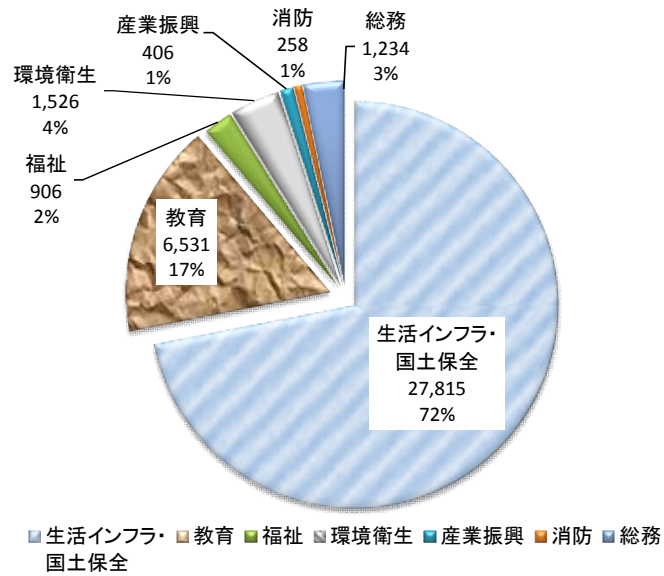
※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。(単位：億円)

※事業用資産にある棚卸資産(11億円)は集計に含んでいません。

本市は、都市部に位置しているため土地の評価額が相対的に高いことから、事業用資産の土地及びインフラ資産の土地が固定資産の大きな部分を占めております。

- ※ 「事業用資産」とは、資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益の流入が見込まれる公有財産及び本市で定める重要物品に規定される物品のうち金融資産に該当しないものです。
- ※ 「インフラ資産」とは、資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益の流入が見込まれませんが、市民に対する行政サービス提供能力を有する公共用財産（社会資本）のことです。

(イ) 目的別の構成比(基準モデル)



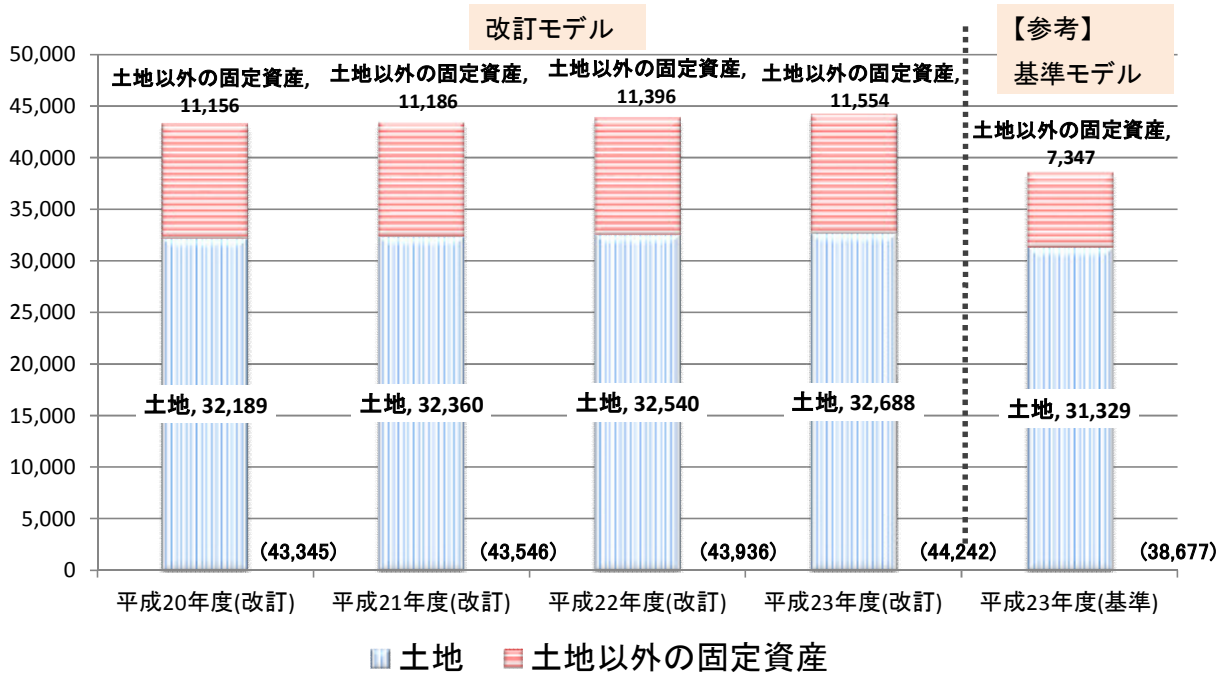
※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。(単位：億円)

※事業用資産にある棚卸資産(11億円)は集計に含んでいません。

	生活インフラ・国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	総額
事業用資産帳簿価額	3,824	6,502	906	235	363	258	1,229	13,317
インフラ資産帳簿価額	23,991	29	0	1,291	43	0	5	25,360
合計	27,815	6,531	906	1,526	406	258	1,234	38,677
減価償却費	39	79	11	11	2	12	26	180
直接資本減耗	125	0	0	21	0	0	0	146
合計	164	79	11	32	2	12	26	326

本市では、所管課等に基づいて目的別に期末時点における固定資産の分類を行っております。生活・インフラ・国土保全関連目的による保有が最も多く、次いで教育関連目的による保有となっています。

(ウ) 土地・土地以外の固定資産の経年比較(改訂モデル)



※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。(単位：億円)  
 ※有形固定資産の集計です。(改訂モデル)  
 ※事業用資産にある棚卸資産(11億円)は集計に含んでいません。(基準モデル)  
 ※カッコ書きは、総額です。

**【各項目】**

「土地」：  
 改訂モデル 貸借対照表注記の土地に記載される金額  
 基準モデル 土地及び公共用財産用地に計上される金額

「土地以外の固定資産」：  
 改訂モデル 公共資産から土地の金額を控除した金額  
 基準モデル 事業用資産及びインフラ資産の合計額から土地の金額を控除した金額

土地については、道路等の用地買収、寄付や譲渡等により増加しております。土地以外の固定資産については、道路整備や学校施設等の整備により増加しております。

また、基準モデルにつきましては、開始時点(平成23年4月1日時点)で、市が所有する全ての固定資産を再評価しているため金額が大きく変動しております。

(エ) 主な施設の状況

a 主な事業用資産

(a) 事業用資産に属する主な施設(土地含む)

〈基準モデル〉

(単位:億円)

施設名	土地以外の固定資産	土地
	貸借対照表価額	貸借対照表価額
川崎シンフォニーホール	135	114
中野島多摩川市営住宅	91	114
川崎市役所第3庁舎	101	22
蟹ヶ谷槍ヶ崎市営住宅	67	54
河原町市営住宅	21	93
南平市営住宅	27	75
橘高等学校	49	46
多摩区役所	76	17
川崎総合科学高等学校	59	30
とどろきアリーナ	80	0

※とどろきアリーナについては、公園内に施設が建設されているため、土地に関してはインフラ資産として計上されております。

(b) 当期取得により増加した主な事業用資産

〈基準モデル〉

(単位:億円)

名称	当期取得額
上作延小学校	15
青少年科学館	13
さくら小学校	10
川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム	10
古市場市営住宅	9
臨港消防署	8
大師小学校	7
本町市営住宅	6
かわさき新産業創造センター	5
川崎駅東口周辺自転車等駐車場 第8施設	5

b 主なインフラ資産

(a) インフラ資産の保有状況

〈基準モデル〉

(単位:億円)

施設名	貸借対照表価額
公共用財産施設	
道路	13,059
河川	951
漁港・港湾	1,321
農業施設	35
公園	6,454
農道	1
ゴミ処理	179
公共用財産施設計	22,000
公共用財産用地	
橋梁	213
道路	1,571
河川	113
漁港・港湾	293
農業施設	1
公園	319
トンネル	191
ゴミ処理	451
その他	2
公共用財産用地計	3,154
その他の公共用財産	36
公共用財産建設仮勘定	419

(c) 当期取得により増加した主なインフラ資産

〈基準モデル〉

(単位:億円)

名称	金額
王禅寺処理センター	134
浮島処理センター	32
麻生地区道路	10
宮前地区道路	7
多摩地区道路	4
水沢特別緑地保全地区	4
高津地区道路	4
早野梅ヶ谷特別緑地保全地区	3
生田緑地	3
都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線	3

カ 市民一人あたりの貸借対照表(基準モデル)

〈基準モデル〉

(平成24年3月31日 単位:千円)

金融資産	251	流動負債	65
資金	4	公債(短期)	53
債権	29	その他	12
有価証券	0		
投資等	219		
		非流動負債	705
非金融資産	2,786	公債	644
事業用資産	960	引当金	54
インフラ資産	1,826	その他	7
その他	0	負債合計	770
		純資産合計	2,268
<b>資産合計</b>	<b>3,037</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,037</b>

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

本市の普通会計における貸借対照表の各項目を川崎市の人口(平成24年3月31日現在1,388,481人)で除したものです。市民一人あたりの負債77万円に対し、市民一人あたりの資産は303万7千円となっています。



## 【参考】 他都市との比較

他の指定都市との貸借対照表の比較は、次のとおりです。

※ 現段階では平成 23 年度決算分を公表していない都市もあるため、平成 22 年度の数値と比較しています。

※ 千葉市は、普通会計での貸借対照表は非開示であるため全会計で比較しています。

※ 他都市平均は本市を含んでおりません。

### 1 総額の比較

(単位：億円)

区 分	川崎市 【参考】(H23基準)		川崎市 【参考】(H23改訂)		川崎市 (H22改訂)		他都市平均 (H22)	
資 産	5	42,174	4	47,766	4	47,466	32,733	
負 債	10	10,689	10	10,633	10	10,644	11,263	
純 資 産	4	31,484	4	37,133	4	36,822	21,470	
負債／資産	17	25.3%	19	22.3%	18	22.4%	34.1%	

区 分	札幌市 (H22)		仙台市 (H22)		さいたま市 (H22)		千葉市 (H22基準)		横浜市 (H22)	
資 産	6	37,601	12	22,074	14	18,779	9	30,005	1	99,944
負 債	8	11,544	12	8,834	13	4,947	7	12,409	2	29,574
純 資 産	5	26,057	14	13,241	13	13,832	11	17,596	1	70,370
負債／資産	14	30.7%	5	40.0%	16	26.3%	2	41.4%	15	29.6%

区 分	相模原市 (H22)		新潟市 (H22)		静岡市 (H22)		浜松市 (H22)		名古屋市 (H22)	
資 産	20	8,535	17	11,366	16	13,351	15	15,264	5	46,474
負 債	20	2,713	14	4,666	15	4,515	18	3,414	3	21,546
純 資 産	19	5,822	17	6,701	16	8,836	15	11,850	6	24,928
負債／資産	13	31.8%	3	41.1%	12	33.8%	18	22.4%	1	46.4%

区 分	京都市 (H22)		大阪市 (H22)		堺市 (H22基準)		神戸市 (H22)		岡山市 (H22)	
資 産	8	37,012	2	85,262	13	20,527	3	60,584	19	9,034
負 債	6	14,175	1	34,358	16	3,651	5	14,763	19	3,335
純 資 産	7	22,837	2	50,904	12	16,876	3	45,821	20	5,699
負債／資産	7	38.3%	4	40.3%	20	17.8%	17	24.4%	9	36.9%

区 分	広島市 (H22基準)		北九州市 (H22)		福岡市 (H22)		熊本市 (H22)	
資 産	11	29,329	10	29,501	7	37,414	18	9,872
負 債	9	10,998	11	10,201	4	14,833	17	3,530
純 資 産	10	18,330	9	19,300	8	22,581	18	6,342
負債／資産	8	37.5%	11	34.6%	6	39.6%	10	35.8%

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

総額での比較(H22改訂モデル)をみると、川崎市は資産の額が多いほうから4番目、負債の額が10番目、純資産の額が4番目となっています。

また、資産に対する負債の割合では、高い方から18番目に位置し、他都市平均を下回っています。

## 2 市民一人あたりの比較

(単位：億円)

区 分	川崎市 【参考】(H23基準)		川崎市 【参考】(H23改訂)		川崎市 (H22改訂)		他都市平均 (H22)	
	資 産	4	3,037	2	3,440	2	3,435	2,298
負 債	11	770	11	766	11	770	784	
純 資 産	2	2,268	2	2,674	2	2,665	1,515	
負債／資産	17	25.3%	19	22.3%	18	22.4%	34.1%	

区 分	札幌市 (H22)		仙台市 (H22)		さいたま市 (H22)		千葉市 (H22基準)		横浜市 (H22)	
資 産	13	1,982	12	2,182	16	1,543	4	3,203	6	2,756
負 債	13	608	9	873	19	407	2	1,325	10	815
純 資 産	12	1,373	13	1,309	16	1,137	7	1,878	6	1,940
負債／資産	14	30.7%	5	40.0%	16	26.3%	2	41.4%	15	29.6%

区 分	相模原市 (H22)		新潟市 (H22)		静岡市 (H22)		浜松市 (H22)		名古屋市 (H22)	
資 産	20	1,220	17	1,415	15	1,866	14	1,927	11	2,204
負 債	20	388	14	581	12	631	18	431	6	1,022
純 資 産	19	832	18	834	14	1,235	11	1,496	15	1,182
負債／資産	13	31.8%	3	41.1%	12	33.8%	18	22.4%	1	46.4%

区 分	京都市 (H22)		大阪市 (H22)		堺市 (H22基準)		神戸市 (H22)		岡山市 (H22)	
資 産	7	2,677	3	3,360	10	2,450	1	4,007	19	1,310
負 債	5	1,025	1	1,354	17	436	7	976	16	484
純 資 産	8	1,652	4	2,006	3	2,014	1	3,031	20	826
負債／資産	7	38.3%	4	40.3%	20	17.8%	17	24.4%	9	36.9%

区 分	広島市 (H22基準)		北九州市 (H22)		福岡市 (H22)		熊本市 (H22)	
資 産	9	2,525	5	3,020	8	2,655	18	1,362
負 債	8	947	4	1,044	3	1,053	15	487
純 資 産	10	1,578	5	1,976	9	1,602	17	875
負債／資産	8	37.5%	11	34.6%	6	39.6%	10	35.8%

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

市民1人あたりの比較(H22改訂モデル)で見ると、川崎市は資産の額では多いほうから2番目、負債の額では11番目となっています、純資産の額では2番目となっています。

### (3) 普通会計の行政コスト計算書

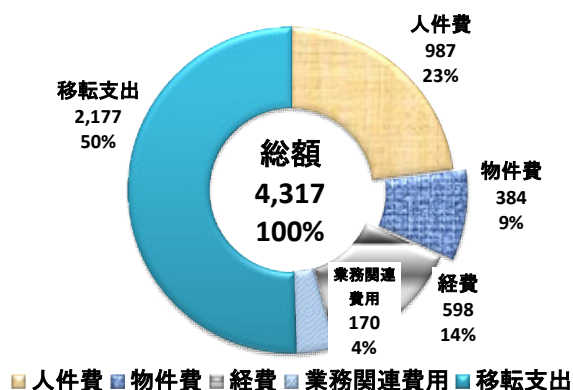
#### ア 普通会計の行政コスト計算書(基準モデル)

##### 〈基準モデル〉

(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 単位:億円

経常業務費用	2,139	49.5%
人件費	987	22.9%
物件費	384	8.9%
経費	598	13.9%
業務関連費用	170	3.9%
移転支出	2,177	50.4%
他会計への移転支出	476	11.0%
補助金等移転支出	359	8.3%
社会保障関係移転支出	1,276	29.6%
その他の移転支出	66	1.5%
<b>経常費用(総行政コスト)</b>	<b>4,317</b>	<b>100.0%</b>
経常業務収益	344	
業務収益	269	78.4%
業務関連収益	74	21.6%
<b>経常収益</b>	<b>344</b>	<b>100.0%</b>
<b>純経常費用(純行政コスト)</b>	<b>3,973</b>	

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。



本市の普通会計における総行政コストは、経常的に発生する費用である「経常業務費用」と経常的に発生する非対価性の支出である「移転支出」がほぼ50%ずつ計上されています。「経常業務費用」には、人にかかるコストである「人件費」、物にかかるコストである「物件費」、その他のコストである「経費」及び「業務関連費用」に分類して集計されています。「移転支出」は、扶助費等に代表される社会保険料等移転支出、他団体等に対する補助金支出及び他会計への繰出金等の他会計に対する移転支出が主たる内容です。

経常業務収益には、利用料・手数料等受益者が直接負担した収入金額が計上され、経常業務費用と経常業務収益の差額が、純経常費用として表示されます。

## イ 基準モデルと改訂モデルの違い

### 〈基準モデル〉

(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 単位:億円

経常業務費用	2,139
人件費	987
物件費	384
経費	598
業務関連費用	170
移転支出	2,177
他会計への移転支出	476
補助金等移転支出	359
社会保障関係移転支出	1,276
その他の移転支出	66
<b>経常費用(総行政コスト)合計</b>	<b>4,317</b>
経常業務収益	344
業務収益	269
業務関連収益	74
<b>経常収益合計</b>	<b>344</b>
<b>純経常費用(純行政コスト)</b>	<b>3,973</b>

### 〈改訂モデル〉

(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 単位:億円

経常行政コスト	
人にかかるコスト	968
物にかかるコスト	1,141
移転支出的なコスト	2,183
その他のコスト	165
<b>経常行政コスト合計</b>	<b>4,457</b>
経常収益	
使用料・手数料	179
分担金・負担金・寄付金	64
<b>経常収益合計</b>	<b>243</b>
<b>純経常行政コスト</b>	<b>4,214</b>

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

基準モデルは、「経常費用」及び「経常収益」に区分して表示します。「経常費用」は、「経常業務費用」及び「移転支出」に分類し、「経常収益」は、「業務収益」及び「業務関連収益」に分類して表示します。

改訂モデルは、「経常行政コスト」及び「経常収益」に区分して表示します。「経常行政コスト」は、「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」、「移転支出的なコスト」に分類され、「経常収益」は、「使用料・手数料」及び「分担金・負担金・寄付金」に分類して表示します。

なお、改訂モデルでは、経常行政コストと経常収益を、生活インフラ・国土保全、教育、福祉といった行政目的別に把握するための「目的別行政コスト計算書」を作成することとなっております。

基準モデルでは「目的別行政コスト計算書」の作成は求められておりませんが、本市では、所管等を基礎として行政コストを配分することで、目的別の行政コストを把握いたしました。

計上額の差につきまして、経常費用の差は、基準モデルでは賃金を人件費として計上しますが、改訂モデルでは物件費に計上することや、基準モデルではインフラ資産にかかる減価償却を「直接資本減耗」として純資産変動計算書で計上されますが、改訂モデルでは全ての減価償却が総行政コストに計上されていることが主な要因です。経常収益は、基準モデルでは、「使用料・手数料」、「分担金・負担金・寄付金」のみを計上するのに対し、改訂モデルではそれ以外に「財産貸付収入」、「収益事業収入」、「受取利息」や「資産売却益」などを収益として計上しており、基準モデルと改訂モデルとの収益の認識の違いが主な要因です。

## ウ 前年度との比較（改訂モデル）

〈改訂モデル〉（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日） 単位:億円

区 分	平成23年度 A	平成22年度 B	A-B
人にかかるコスト	968	979	△ 11
(1)人件費	840	841	△ 1
(2)退職手当引当金繰入等	74	84	△ 10
(3)賞与引当金繰入額	54	54	0
物にかかるコスト	1,141	1,083	58
(1)物件費	601	555	46
(2)維持補修費	71	72	△ 1
(3)減価償却費	469	456	13
移転支出的なコスト	2,183	2,176	7
(1)社会保障給付費	1,371	1,291	80
(2)補助金等	188	212	△ 24
(3)他会計等への支出額	546	560	△ 14
(4)他団体への公共資産整備補助金等	78	113	△ 35
その他のコスト	165	174	△ 9
(1)支払利息	154	155	△ 1
(2)回収不能見込計上額	11	19	△ 8
(3)その他行政コスト	0	0	0
経常行政コスト A	4,457	4,412	45
1 使用料・手数料	179	185	△ 6
2 分担金・負担金・寄附金	64	59	5
経常収益合計 B	243	244	△ 1
(差引)純経常行政コスト B - A	4,214	4,168	46

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

前年度比較については、改訂モデルによる比較を行います。

経常行政コストは、「人にかかるコスト」が減となりましたが、「物にかかるコスト」及び「移転支出的コスト」などの増により、全体で前年度比 45 億円の増となっています。また、収入は、使用料・手数料が 6 億円の減、分担金・負担金・寄附金は 5 億円の増となったため全体で 1 億円の減となっています。

この結果純経常行政コストは前年度と比較して 46 億円の増となっています。

### 主な増減

#### 【人にかかるコスト】

給与費△11 億円

#### 【物にかかるコスト】

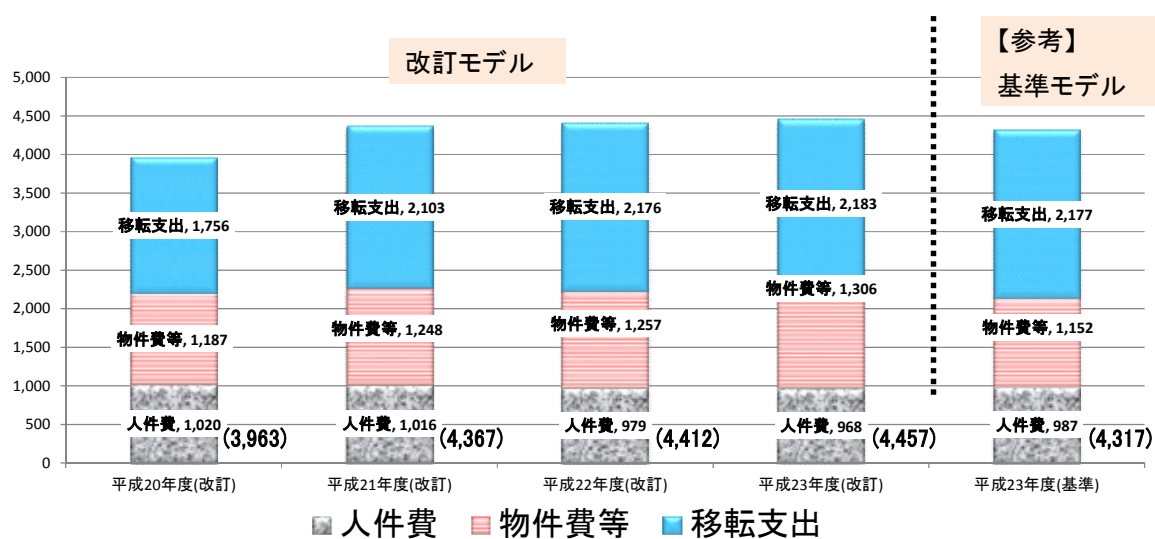
物件費+46 億円（予防接種委託料+18 億円、分別収集委託料+7 億円 他）

#### 【移転支出的なコスト】

社会保障給付費+80 億円（児童福祉費+44 億円、生活保護費+26 億円 他）、開発事業補助金等△35 億円、他会計への支出額△14 億円

## エ 行政コスト計算書の経年比較(改訂モデル)

### ・ 経常費用



※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。(単位：億円)

※カッコ書きは、総額です。

#### 【各項目】

「人件費」： 改訂モデル 人にかかるコストに計上される金額

基準モデル 人件費

「移転支出」： 改訂モデル 移転支的な費用

基準モデル 移転支出

「その他のコスト」： 改訂モデル 委託費、消耗品費、減価償却費等

基準モデル 委託費、消耗品費、減価償却費等

(なお、基準モデルの行政コスト計算書には、インフラ資産にかかる減価償却については「直接資本減耗」として純資産変動計算書に計上されるため、含まれていません。)

人経費については、退職者数や職員数の減により減少傾向にあります。  
物件費等については、年度によって要因が異なりますが、前年度からの増加要因は、予防接種事業に係る委託料等の増加によるものです。  
移転支出については、扶助費の増大に伴い過去4年間で継続的に増加しています。

また、基準モデルにつきましては、人件費や減価償却費の計上等に違いがあるため、それぞれの項目を単純に比較することはできませんが、参考に掲載しております。

## オ 行政コスト計算書の性質別・目的別区分による比較(基準モデル)

(単位:億円)

〈基準モデル〉	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	調整額	総額
経常業務費用									
人件費	98	146	195	159	11	120	243	15	987
物件費	117	158	42	43	37	19	40	△ 72	384
経費	117	74	141	139	14	8	113	△ 8	598
業務関連費用	0	0	0	0	0	0	0	170	170
移転支出	283	13	1,359	467	27	3	922	△ 897	2,177
経常費用	615	391	1,737	808	89	150	1,318	△ 792	4,317
経常収益	125	6	70	37	7	1	68	28	344
純行政コスト	490	385	1,667	771	82	149	1,250	△ 820	3,973
事業用資産帳簿価額	3,824	6,502	906	235	363	258	1,229		13,317
インフラ資産帳簿価額	23,991	29	0	1,291	43	0	5		25,360
経常費用/(事業用資産+インフラ資産)	0	0	2	1	0	1	1		0

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

※事業用資産にある棚卸資産(11億円)は集計に含んでいません。

### ※調整額について

- ・ 経常費用は、議会等に配分する人件費(人件費)、各会計間の有償所管換等に伴う取引消去(物件費)、各会計間のその他の取引消去(経費)、過納付等払戻、損失補償引当金、公債利息の振替等(業務関連費用)、企業会計への出資、公債償還に伴う各会計間の取引消去(移転支出)等に伴うものです。
- ・ 経常収益は、固定資産売却益の振替等に伴うものです。

行政コスト計算書について所管等を基礎として目的毎に配分したものです。最下段に記載している「経常費用/(事業用資産+インフラ資産)」は行政コストの固定資産に対する比率を見ることで、どれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているか(資産が効率的に活用されているか)を分析することができます。

「経常費用/(事業用資産+インフラ資産)」の結果を見ますと、福祉については、施設を整備することよりも、人的なサービスの提供や子ども手当、生活保護等の扶助費等で占める移転支出に係る割合が高いため、他のものに比べ比率が高くなっています。逆に、生活インフラ・国土保全については、道路や公園等を整備することが住民サービスを実現することとなるため資産形成が進み、他のものに比べ比率が低くなっています。

カ 市民一人あたりの普通会計の行政コスト計算書(基準モデル)

〈基準モデル〉

(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 単位:千円

<b>経常業務費用</b>	<b>154</b>
人件費	71
物件費	28
経費	43
業務関連費用	12
<b>移転支出</b>	<b>157</b>
他会計への移転支出	34
補助金等移転支出	26
社会保障関係移転支出	92
その他の移転支出	5
<b>経常費用(総行政コスト)</b>	<b>311</b>
<b>経常業務収益</b>	<b>25</b>
業務収益	19
業務関連収益	5
<b>経常収益</b>	<b>25</b>
<b>純経常費用(純行政コスト)</b>	<b>286</b>

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

本市の普通会計における貸借対照表の各項目を川崎市の人口(平成24年3月31日現在1,388,481人)で除したものです。

経常費用は、経常業務費用は15万4千円、移転支出は15万7千円となっており、経常費用は31万1千円です。経常収益は、2万5千円となっており、経常費用から経常収益を差し引いた純経常費用は、28万6千円となっています。



## 【参考】 他都市との比較

他の指定都市との行政コストの比較は、次のとおりです。

※ 現段階では平成23年度決算分を公表していない都市もあるため、平成22年度の数値で比較しています。

※ 千葉市は、普通会計での貸借対照表は非開示であるため全会計で比較しています。

※ 他都市平均は本市を含んでおりません。

### 1 構成比の比較

(単位：億円)

区分	川崎市 【参考】(H23基準)	川崎市 【参考】(H23改訂)	川崎市 (H22改訂)	他都市平均 (H22)	札幌市 (H22)	仙台市 (H22)
人にかかるコスト	1 (22.9%) 987	3 (21.7%) 968	1 (22.2%) 979	(19.6%) 907	20 (15.3%) 1,006	12 (19.9%) 653
物件費等のコスト	15 (26.7%) 1,152	12 (29.3%) 1,306	12 (24.6%) 1,083	(29.9%) 1,390	11 (30.1%) 1,984	1 (36.1%) 1,185
移転支出的なコスト	13 (50.4%) 2,177	14 (49.0%) 2,183	13 (49.3%) 2,176	(50.6%) 2,497	2 (54.6%) 3,604	20 (44.0%) 1,443
合計	(100.0%) 4,317	(100.0%) 4,457	(100.0%) 4,412	(100.0%) 4,794	(100.0%) 6,595	(100.0%) 3,282

区分	さいたま市 (H22)	千葉市 (H22基準)	横浜市 (H22)	相模原市 (H22)	新潟市 (H22)	静岡市 (H22)
人にかかるコスト	3 (21.9%) 731	17 (17.0%) 714	18 (16.8%) 1,895	7 (21.4%) 420	10 (20.5%) 547	8 (21.1%) 466
物件費等のコスト	7 (31.5%) 1,054	8 (30.8%) 1,294	10 (30.3%) 3,411	14 (27.7%) 543	6 (32.2%) 861	3 (34.5%) 762
移転支出的なコスト	17 (46.6%) 1,558	8 (52.2%) 2,193	7 (52.9%) 5,964	12 (50.8%) 996	16 (47.3%) 1,263	19 (44.4%) 979
合計	(100.0%) 3,343	(100.0%) 4,202	(100.0%) 11,269	(100.0%) 1,959	(100.0%) 2,671	(100.0%) 2,207

区分	浜松市 (H22)	名古屋市 (H22)	京都市 (H22)	大阪市 (H22)	堺市 (H22基準)	神戸市 (H22)
人にかかるコスト	13 (19.5%) 460	5 (21.5%) 1,683	4 (21.6%) 1,189	16 (17.5%) 2,341	13 (19.5%) 534	10 (20.5%) 1,240
物件費等のコスト	2 (36.0%) 851	19 (24.6%) 1,927	18 (24.9%) 1,373	19 (24.6%) 3,301	15 (27.3%) 745	9 (30.5%) 1,847
移転支出的なコスト	18 (44.5%) 1,050	3 (53.9%) 4,227	4 (53.5%) 2,952	7 (57.9%) 7,761	6 (53.2%) 1,455	14 (49.0%) 2,966
合計	(100.0%) 2,361	(100.0%) 7,836	(100.0%) 5,514	(100.0%) 13,403	(100.0%) 2,733	(100.0%) 6,054

区分	岡山市 (H22)	広島市 (H22基準)	北九州市 (H22)	福岡市 (H22)	熊本市 (H22)
人にかかるコスト	9 (20.7%) 448	5 (21.5%) 884	15 (18.1%) 711	19 (15.4%) 803	2 (22.1%) 499
物件費等のコスト	13 (28.3%) 610	17 (25.1%) 1,033	4 (34.3%) 1,345	5 (32.6%) 1,696	16 (25.8%) 583
移転支出的なコスト	11 (51.0%) 1,099	5 (53.3%) 2,191	15 (47.5%) 1,862	10 (52.0%) 2,711	9 (52.1%) 1,176
合計	(100.0%) 2,157	(100.0%) 4,108	(100.0%) 3,918	(100.0%) 5,210	(100.0%) 2,258

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

行政コストを構成比(H22改訂モデル)で比較すると、川崎市は人にかかるコストが1番目に高く、一方、物件費等のコスト、移転支出的なコストは、平均を下回っています。

## 2 市民一人あたりの比較

(単位：千円)

区分	川崎市 【参考】(H23基準)	川崎市 【参考】(H23改訂)	川崎市 (H22, 改訂)	他都市平均 (H22)	札幌市 (H22)	仙台市 (H22)
人にかかるコスト	(22.9%) 8 71	(21.7%) 8 70	(22.2%) 8 71	(19.6%) 68	(15.3%) 19 53	(19.9%) 17 65
物件費等のコスト	(26.7%) 18 83	(29.3%) 12 94	(24.6%) 13 78	(29.9%) 104	(30.1%) 10 105	(36.1%) 6 117
移転支的コスト	(50.4%) 14 157	(49.0%) 14 157	(49.3%) 15 158	(50.6%) 179	(54.6%) 8 190	(44.0%) 16 143
合計	(100.0%) 15 311	(100.0%) 13 321	(100.0%) 13 319	(100.0%) 353	(100.0%) 9 348	(100.0%) 12 324

区分	さいたま市 (H22)	千葉市 (H22基準)	横浜市 (H22)	相模原市 (H22)	新潟市 (H22)	静岡市 (H22)
人にかかるコスト	(21.9%) 15 60	(17.0%) 5 76	(16.8%) 20 52	(21.4%) 15 60	(20.5%) 10 68	(21.1%) 17 65
物件費等のコスト	(31.5%) 18 87	(30.8%) 1 138	(30.3%) 12 94	(27.7%) 20 78	(32.2%) 7 107	(34.5%) 9 106
移転支的コスト	(46.6%) 20 128	(52.2%) 2 234	(52.9%) 11 164	(50.8%) 17 142	(47.3%) 14 157	(44.4%) 18 137
合計	(100.0%) 20 275	(100.0%) 2 449	(100.0%) 16 311	(100.0%) 19 280	(100.0%) 10 333	(100.0%) 17 308

区分	浜松市 (H22)	名古屋市 (H22)	京都市 (H22)	大阪市 (H22)	堺市 (H22基準)	神戸市 (H22)
人にかかるコスト	(19.5%) 17 58	(21.5%) 4 80	(21.6%) 2 86	(17.5%) 1 92	(19.5%) 14 64	(20.5%) 3 82
物件費等のコスト	(36.0%) 7 107	(24.6%) 13 91	(24.9%) 11 99	(24.6%) 3 130	(27.3%) 15 89	(30.5%) 4 122
移転支的コスト	(44.5%) 19 133	(53.9%) 4 200	(53.5%) 3 213	(57.9%) 1 306	(53.2%) 10 174	(49.0%) 5 196
合計	(100.0%) 18 298	(100.0%) 6 372	(100.0%) 5 399	(100.0%) 7 528	(100.0%) 11 326	(100.0%) 4 400

区分	岡山市 (H22)	広島市 (H22基準)	北九州市 (H22)	福岡市 (H22)	熊本市 (H22)
人にかかるコスト	(20.7%) 11 65	(21.5%) 5 76	(18.1%) 7 73	(15.4%) 18 57	(22.1%) 9 69
物件費等のコスト	(28.3%) 17 88	(25.1%) 15 89	(34.3%) 7 138	(32.6%) 5 120	(25.8%) 19 80
移転支的コスト	(51.0%) 13 159	(53.3%) 9 189	(47.5%) 7 191	(52.0%) 6 192	(52.1%) 12 162
合計	(100.0%) 14 313	(100.0%) 8 354	(100.0%) 3 401	(100.0%) 7 370	(100.0%) 15 312

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

市民1人あたりの行政コストを金額で比較(H22改訂モデル)すると、川崎市は人にかかるコストが8番目に多く、物件費等にかかるコスト及び移転支的コストは、平均を下回っています。

## (4) 普通会計の純資産変動計算書

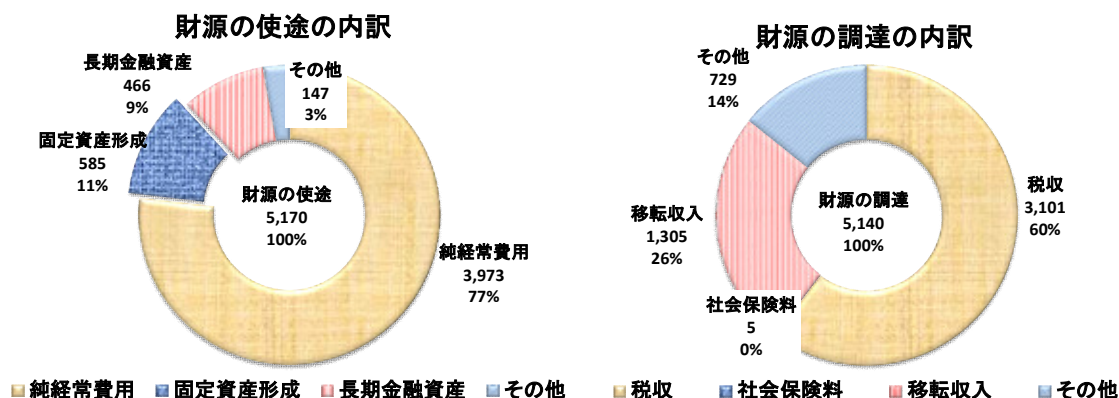
### ア 普通会計の純資産変動計算書(基準モデル)

〈基準モデル〉

(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 単位:億円

期首純資産残高	31,128
<b>I. 財源の変動</b>	<b>△ 30</b>
財源の使途	5,170
純経常費用への財源措置	3,973
固定資産形成への財源措置	585
長期金融資産への財源措置	466
その他の財源の使途	147
財源の調達	5,140
税金	3,101
社会保険料	5
移転収入	1,305
その他の財源の調達	729
<b>II. 資産形成充当財源の変動</b>	<b>898</b>
固定資産の増減	630
長期金融資産の増減	70
評価・換算差額等の増減	198
<b>III. その他純資産の変動</b>	<b>△ 511</b>
<b>当期変動額</b>	<b>357</b>
<b>期末純資産残高</b>	<b>31,484</b>

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。



財源における財源の使途とは、当年度にどのような目的で財源を使用したかに基づいて分類されるもので、損益勘定に計上されない取引のうち、純経常費用への財源措置、固定資産形成、長期金融資産(貸付金・出資金等)への資本的支出に関連する財源の流出などの当期に消費可能な資源流出を言います。財源の調達とは、当年度にどのような理由で財源が増加したかに基づいて分類されるもので、損益勘定に計上されない取引のうち、税金、社会保険料、移転収入及びその他の財源調達など当期に利用可能な資源流入を言います。資産形成充当財源の変動とは、財源が使用されて固定資産などに転化したものを言います。また、どちらにも関連性が薄いものについてはその他純資産の変動に分類されます。

財源の変動は 30 億円の減、資産形成充当財源の変動は 898 億円の増、その他純資産の変動は 511 億円の減で、当期変動額は 357 億円の増となり、期末純資産残高は、3 兆 1,484 億円となりました。

## イ 基準モデルと改訂モデルの違い

### 〈基準モデル〉

(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 単位:億円

<b>期首純資産残高</b>	<b>31,128</b>
<b>I. 財源の変動</b>	<b>△ 30</b>
財源の使途	5,170
(うち純経常費用への財源措置)	(3,973)
財源の調達	5,140
<b>II. 資産形成充当財源の変動</b>	<b>898</b>
固定資産の増減	630
長期金融資産の増減	70
評価・換算差額等の増減	198
<b>III. その他純資産の変動</b>	<b>△ 511</b>
<b>当期変動額</b>	<b>357</b>
<b>期末純資産残高</b>	<b>31,484</b>

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

### 〈改訂モデル〉

(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 単位:億円

<b>期首純資産残高</b>	<b>36,822</b>
純経常行政コスト	△ 4,214
一般財源	3,278
補助金等受入	1,206
臨時損益	△ 8
資産評価替えによる変動額	1
無償受贈資産受入	47
<b>期末純資産残高</b>	<b>37,133</b>

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

純資産総額は、基準モデルでは「財源」「資産形成充当財源」「その他の純資産」に分類され、改訂モデルでは「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「その他一般財源等」「資産評価差額」に分類されます。

純資産残高の差につきましては、貸借対照表の説明(P.9)で述べたとおり、固定資産の公正価値評価による再評価などによるものが、主な要因です。

## (5) 普通会計の資金収支計算書

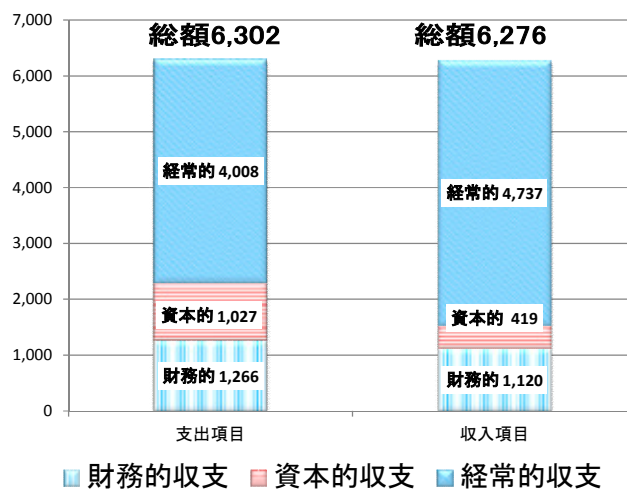
### ア 普通会計の資金収支計算書(基準モデル)

〈基準モデル〉

(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 単位:億円

経常的支出	4,008
経常業務費用支出	1,831
移転支出	2,177
経常的収入	4,737
租税収入	3,098
社会保険料収入	5
経常業務収益収入	328
移転収入	1,306
<b>経常的収支</b>	<b>729</b>
資本的支出	1,027
固定資産形成支出	562
長期金融資産形成支出	466
その他の資本形成支出	0
資本的収入	419
固定資産売却収入	20
長期金融資産償還収入	399
その他の資本処分収入	0
<b>資本的収支</b>	<b>△ 608</b>
財務的支出	1,266
支払利息支出	156
元本償還支出	1,110
財務的収入	1,120
公債発行収入	1,120
借入金収入	0
その他	0
<b>財務的収支</b>	<b>△ 147</b>
<b>当期資金収支額</b>	<b>△ 26</b>
<b>期首資金残高</b>	<b>81</b>
<b>期末資金残高</b>	<b>55</b>

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。



※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

経常的収支区分には、行政サービス活動上継続的に必要な収入と支出が計上されます。本市では平成23年度において、租税収入等の経常的収入が4,737億円あったのに対して、経常業務費用や移転支出として経常的支出が4,008億円計上され、収支は、729億円となりました。

資本的収支区分には、固定資産(施設・土地)や長期金融資産(基金・出資金等)にかかる収入と支出が計上されます。本市では、平成23年度において、長期金融資産償還収入等の資本的収入が419億円あったのに対して、固定資産取得支出及び長期金融資産形成支出として資本的支出が1,027億円計上され、収支は、△608億円と

なりました。

財務的収支区分には、市債の発行・償還・利払等の収支が計上されます。本市では、平成23年度において公債発行収入として財務的収入が1,120億円あったのに対して、公債償還・利払等の財務的支出が1,266億円計上され、収支は、△147億円となりました。

平成23年度においては、経常的収支で生じた729億円の収入超過を資本的収支及び財務的収支にそれぞれ608億円、147億円充てました。結果として期末の資金残高は期首の資金残高より26億円減少し、期末の資金残高は55億円となりました。

## イ 基準モデルと改訂モデルの違い

### 〈基準モデル〉

(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 単位:億円

経常的支出	4,008
経常的収入	4,737
<b>経常的収支</b>	<b>729</b>
資本的支出	1,027
資本的収入	419
<b>資本的収支</b>	<b>△ 608</b>
財務的支出	1,266
財務的収入	1,120
<b>財務的収支</b>	<b>△ 147</b>
<b>当期資金収支額</b>	<b>△ 26</b>
<b>期首資金残高</b>	<b>81</b>
<b>期末資金残高</b>	<b>55</b>

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

### 〈改訂モデル〉

(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 単位:億円

<b>1 経常的収支の部</b>		
支出	合計	3,854
収入	合計	4,719
経常的収支額		864
<b>2 公共資産整備収支の部</b>		
支出	合計	796
収入	合計	582
公共資産整備収支額		△ 214
<b>3 投資・財務的収支の部</b>		
支出	合計	1,111
収入	合計	434
投資・財務的収支額		△ 677
<b>当年度歳計現金増減額</b>		<b>△ 26</b>
<b>期首歳計現金残高</b>		<b>81</b>
<b>期末歳計現金残高</b>		<b>55</b>

※各項目を四捨五入しているため内訳と合計が一致しないことがあります。

基準モデルでは「経常的収支」「資本的収支」「財務的収支」、改訂モデルでは「経常的収支」「公共資産整備収支」「投資・財務的収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載されます。

経常的収支以外の二つの区分の仕方は基準モデルと改訂モデルで異なります。基準モデルでは、固定資産形成や長期金融資産形成といった資本形成活動に関する「資本的収支」と公債費の償還・発行といった負債の管理に関する「財務的収支」に区分します。

改訂モデルでは、自団体・他団体等を併せた公共資産整備に関する「公共資産整備収支」と、投資及び出資金、貸付金や基金積立などに関する「投資・財務的収支」に区分します。

基本的に期末残高は、両モデルとも貸借対照表の資金と同じとなるので、変わりません。

## (6) 財務指標等を用いた財務分析

地方公会計の整備促進に関するワーキンググループが公表した「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」などで示されている分析手法を活用し、本市の財務書類4表から読み取れる情報を分析します。

なお、他都市の指標につきましては各都市が公表している資料に基づき本市が独自に算定いたしました。また、基準モデルを採用している都市と改訂モデルを採用している都市の指標を比較するためそれぞれの算定式を各指標に注記しております。(平成23年度決算を公表していない都市もあるため、平成22年度の数値で比較しています。)

### ア 資産形成度に着目した分析

#### (ア) 市民一人あたり資産額

自治体名	総資産(A) (億円)	人口(B)	金額(A)÷(B) (千円)
札幌市(改訂)	37,601	1,897,333	1,982
仙台市(改訂)	22,074	1,011,592	2,182
さいたま市(改訂)	18,779	1,216,892	1,543
千葉市(基準)	30,005	936,809	3,203
横浜市(改訂)	99,944	3,627,000	2,756
相模原市(改訂)	8,535	699,756	1,220
新潟市(改訂)	11,366	803,072	1,415
静岡市(改訂)	13,351	715,637	1,866
浜松市(改訂)	15,264	792,173	1,927
名古屋市(改訂)	46,474	2,180,800	2,131
京都市(改訂)	37,012	1,382,685	2,677
大阪市(改訂)	85,262	2,537,920	3,360
堺市(基準)	20,527	837,977	2,450
神戸市(改訂)	60,584	1,511,855	4,007
岡山市(改訂)	9,034	689,538	1,310
広島市(基準)	29,329	1,161,647	2,525
北九州市(改訂)	29,501	976,711	3,020
福岡市(改訂)	37,414	1,409,297	2,655
熊本市(改訂)	9,872	724,773	1,362
平均			2,294
川崎市・H22(改訂)	47,466	1,381,706	3,435
川崎市・H23(改訂)	47,766	1,388,481	3,440
川崎市・H23(基準)	42,174	1,388,481	3,037

#### 【算式】

基準モデル・改訂モデル共通：総資産/人口

総資産額を人口で除して一人あたりとすることにより、類似団体との比較が容易な指標となります。

金額が大きいほど資産形成が進んでいることを表します。

本市は、政令指定都市の平均より上回った水準となっています。

## (イ) 資産老朽化比率

自治体名	減価償却累計額(A) (億円)	有形固定資産-土地+ 減価償却累計額(B) (億円)	比率 (A) ÷ (B)
札幌市(改訂)	14,870	35,609	41.8%
仙台市(改訂)	6,187	15,479	40.0%
さいたま市(改訂)	7,665	18,373	41.7%
千葉市(基準)	-	-	-
横浜市(改訂)	26,241	63,272	41.5%
相模原市(改訂)	3,915	8,070	48.5%
新潟市(改訂)	5,765	13,260	43.5%
静岡市(改訂)	5,942	14,143	42.0%
浜松市(改訂)	7,910	17,345	45.6%
名古屋市(改訂)	15,132	26,346	57.4%
京都市(改訂)	14,780	28,347	52.1%
大阪市(改訂)	31,129	71,552	43.5%
堺市(基準)	-	-	-
神戸市(改訂)	17,898	39,304	45.5%
岡山市(改訂)	4,898	10,823	45.3%
広島市(基準)	-	-	-
北九州市(改訂)	10,935	26,083	41.9%
福岡市(改訂)	11,468	26,817	42.8%
熊本市(改訂)	4,782	10,999	43.5%
<b>平均</b>			<b>44.8%</b>
川崎市・H22(改訂)	8,900	20,367	43.7%
川崎市・H23(改訂)	9,370	20,953	44.7%
川崎市・H23(基準)	9,621	16,980	56.7%

※千葉市、堺市、広島市については、公表している資料から必要な情報が得られなかったため、集計から除いております。

## 【算式】

基準モデル：減価償却累計額/(土地を除いた事業用資産・インフラ資産の取得価額総額)

改訂モデル：減価償却累計額/(公共資産-土地)

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができます。

比率が高いほど資産の老朽化が進んでいることを表します。

本市は、政令指定都市の平均より下回った水準となっています。



## (ウ) 歳入額対資産比率

自治体名	歳入(A) (億円)	資産合計(B) (億円)	年数 (B)÷(A)
札幌市(改訂)	8,414	37,601	4.5
仙台市(改訂)	4,087	18,779	4.6
さいたま市(改訂)	4,287	22,074	5.1
千葉市(基準)	6,113	30,005	4.9
横浜市(改訂)	13,809	99,944	7.2
相模原市(改訂)	2,323	8,535	3.7
新潟市(改訂)	3,512	11,367	3.2
静岡市(改訂)	2,709	13,351	4.9
浜松市(改訂)	2,775	15,264	5.5
名古屋市(改訂)	10,313	46,474	4.5
京都市(改訂)	7,923	37,012	4.7
大阪市(改訂)	17,068	85,262	5.0
堺市(基準)	3,329	20,527	6.2
神戸市(改訂)	7,872	60,584	7.7
岡山市(改訂)	2,496	9,034	3.6
広島市(基準)	6,299	29,329	4.7
北九州市(改訂)	5,329	29,501	5.5
福岡市(改訂)	7,942	37,414	4.7
熊本市(改訂)	2,613	9,872	3.8
平均			4.9
川崎市・H22(改訂)	5,944	47,466	8.0
川崎市・H23(改訂)	5,735	47,766	8.3
川崎市・H23(基準)	6,276	42,174	6.7

## 【算式】

基準モデル・改訂モデル共通：総資産/資金収支計算書の収入合計

当年度の歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、資産形成の度合いを測ることができます。

割合が高いほど社会資本整備が充実していることを表しますが、歳入が減少することにより割合が高まることにも留意する必要があります。

本市は、平均的な年数を上回る水準であり、資産形成が進んでいるものと考えられます。

イ 世代間公平性に着目した分析

(ア) 純資産比率

自治体名	純資産(A) (億円)	総資産(B) (億円)	(A) ÷ (B)
札幌市(改訂)	26,057	37,601	69.3%
仙台市(改訂)	13,241	22,074	60.0%
さいたま市(改訂)	13,832	18,779	73.7%
千葉市(基準)	17,596	30,005	58.6%
横浜市(改訂)	70,370	99,944	70.4%
相模原市(改訂)	5,822	8,535	68.2%
新潟市(改訂)	6,701	11,366	59.0%
静岡市(改訂)	8,836	13,351	66.2%
浜松市(改訂)	11,850	15,264	77.6%
名古屋市(改訂)	24,928	46,474	53.6%
京都市(改訂)	22,837	37,012	61.7%
大阪市(改訂)	50,904	85,262	59.7%
堺市(基準)	16,876	20,527	82.2%
神戸市(改訂)	45,821	60,584	75.6%
岡山市(改訂)	5,699	9,034	63.1%
広島市(基準)	18,330	29,329	62.5%
北九州市(改訂)	19,300	29,501	65.4%
福岡市(改訂)	22,581	37,414	60.4%
熊本市(改訂)	6,342	9,872	64.2%
平均			65.9%
川崎市・H22(改訂)	36,822	47,466	77.6%
川崎市・H23(改訂)	37,133	47,766	77.7%
川崎市・H23(基準)	31,484	42,174	74.7%

【算式】

基準モデル・改訂モデル共通：純資産/総資産

地方公共団体は、地方債の発行を通じて、将来世代と現世代の負担の配分を行います。純資産の変動は、将来世代と現世代の間で負担の割合が変動されたことを意味します。

高い純資産比率は、現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したものとと言えます。

本市は、政令指定都市の平均を上回った水準となっています。

## (イ) 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

自治体名	地方債残高(A) (億円)	公共資産+投資等(B) (億円)	比率 (A) ÷ (B)
札幌市(改訂)	10,420	36,539	28.5%
仙台市(改訂)	7,809	20,153	38.7%
さいたま市(改訂)	4,089	19,173	21.3%
千葉市(基準)	11,411	29,658	38.5%
横浜市(改訂)	24,598	98,696	24.9%
相模原市(改訂)	2,053	8,333	24.6%
新潟市(改訂)	4,083	11,100	36.8%
静岡市(改訂)	3,888	13,095	29.7%
浜松市(改訂)	2,839	14,982	18.9%
名古屋市(改訂)	19,161	44,413	43.1%
京都市(改訂)	12,926	36,239	35.7%
大阪市(改訂)	30,806	81,557	37.8%
堺市(基準)	3,051	20,298	15.0%
神戸市(改訂)	13,052	58,834	22.2%
岡山市(改訂)	2,856	8,867	32.2%
広島市(基準)	10,000	28,348	35.3%
北九州市(改訂)	9,422	29,204	32.3%
福岡市(改訂)	13,969	35,943	38.9%
熊本市(改訂)	3,016	9,678	32.2%
平均			30.9%
川崎市・H22(改訂)	9,636	46,133	20.9%
川崎市・H23(改訂)	9,664	46,408	20.8%
川崎市・H23(基準)	9,686	41,722	23.2%

## 【算式】

基準モデル：公債（長期・短期合計） / （事業用資産+インフラ資産+投資等）

改訂モデル：公債（長期・短期合計） / （公共資産+投資等）

社会資本等について将来の償還等が必要な負債による形成割合（公共資産等形成充当負債の割合）をみることにより、社会資本等形成にかかる将来世代の負担の比重を把握することができます。

本市の将来世代負担比率は、平均よりも下回っており、過度に将来世代に対して負担をさせていないことが分かります。

ウ 持続可能性（健全性）に着目した分析

・ 地方債の債務償還年数

自治体名	地方債残高(未払金、長期未払金を含む)(A) (億円)	経常的収支(地方債発行及び基金取崩額を除く)(B) (億円)	年数 (A) ÷ (B)
札幌市(改訂)	10,420	806	12.9
仙台市(改訂)	7,809	745	10.5
さいたま市(改訂)	4,089	516	7.9
千葉市(基準)	11,411	448	25.5
横浜市(改訂)	24,598	2,356	10.4
相模原市(改訂)	2,053	173	11.9
新潟市(改訂)	4,083	419	9.8
静岡市(改訂)	3,888	380	10.2
浜松市(改訂)	2,839	408	7.0
名古屋市(改訂)	19,161	963	19.9
京都市(改訂)	12,926	500	25.9
大阪市(改訂)	30,806	946	32.6
堺市(基準)	3,051	251	12.2
神戸市(改訂)	13,052	1,075	12.1
岡山市(改訂)	2,856	475	6.0
広島市(基準)	10,000	470	21.3
北九州市(改訂)	9,422	391	24.1
福岡市(改訂)	13,969	691	20.2
熊本市(改訂)	3,052	397	7.7
平均			15.2
川崎市・H22(改訂)	9,636	552	17.5
川崎市・H23(改訂)	9,664	587	16.5
川崎市・H23(基準)	9,797	729	13.4

【算式】

基準モデル：地方債残高/経常的収支

改訂モデル：地方債残高/経常的収支（地方債発行及び基金取崩額を除く）

地方債を経常的に確保できる資金で返済した場合に何年で返済できるかを表す指標で、債務の多寡や返済能力を測る指標です。

この指標が小さければ小さいほど債務の経常的収支に対する負担は軽く、債務償還能力が高いこととなります。

本市の債務償還年数は平均よりやや上回る水準ですが、経常的収支の変動が大きいことから世代間負担比率や経年推移も併せて参照する必要があります。

エ 効率性に着目した分析

(ア) 市民一人あたり純行政コスト（単位：千円）

自治体名	純行政コスト(A) (億円)	人口(B)	(A) ÷ (B)
札幌市(改訂)	6,355	1,897,333	335
仙台市(改訂)	3,137	1,011,592	310
さいたま市(改訂)	3,249	1,216,892	267
千葉市(基準)	3,620	936,809	386
横浜市(改訂)	10,674	3,627,000	294
相模原市(改訂)	1,888	699,756	270
新潟市(改訂)	2,536	803,072	316
静岡市(改訂)	2,105	715,637	294
浜松市(改訂)	2,282	792,173	288
名古屋市(改訂)	7,324	2,180,800	336
京都市(改訂)	5,210	1,382,685	377
大阪市(改訂)	12,786	2,537,920	504
堺市(基準)	2,536	837,977	303
神戸市(改訂)	5,596	1,511,855	370
岡山市(改訂)	2,054	689,538	298
広島市(基準)	3,891	1,161,647	335
北九州市(改訂)	3,706	976,711	379
福岡市(改訂)	4,865	1,409,297	345
熊本市(改訂)	2,130	724,773	294
平均			332
川崎市・H22(改訂)	4,168	1,381,706	302
川崎市・H23(改訂)	4,214	1,388,481	303
川崎市・H23(基準)	3,973	1,388,481	286

【算式】

基準モデル・改訂モデル共通：純行政コスト/人口

純行政コストを人口で除すことにより、地方公共団体の経常的な行政活動の効率性を測ることができます。

この金額が小さいほど効率的な行政活動が行われていることを表します。

本市は、政令指定都市の平均を下回った水準となっています。

## (イ) 行政コスト対公共資産比率

自治体名	経常費用 (経常行政コスト)(A) (億円)	公共資産(B) (億円)	比率 (A) ÷ (B)
札幌市(改訂)	6,595	33,116	19.9%
仙台市(改訂)	3,282	17,820	18.4%
さいたま市(改訂)	3,343	18,660	17.9%
千葉市(基準)	4,202	29,213	14.4%
横浜市(改訂)	11,269	90,405	12.5%
相模原市(改訂)	1,959	8,113	24.1%
新潟市(改訂)	2,671	10,692	25.0%
静岡市(改訂)	2,207	12,420	17.8%
浜松市(改訂)	2,361	14,531	16.2%
名古屋市(改訂)	7,836	36,553	21.4%
京都市(改訂)	5,514	31,524	17.5%
大阪市(改訂)	13,403	70,320	19.1%
堺市(基準)	2,733	19,670	13.9%
神戸市(改訂)	6,054	53,693	11.3%
岡山市(改訂)	2,154	8,332	25.8%
広島市(基準)	4,108	25,590	16.1%
北九州市(改訂)	3,918	26,146	15.0%
福岡市(改訂)	5,210	31,383	16.6%
熊本市(改訂)	2,258	9,337	24.2%
平均			18.3%
川崎市・H22(改訂)	4,412	44,007	10.0%
川崎市・H23(改訂)	4,457	44,272	10.1%
川崎市・H23(基準)	4,317	38,688	11.2%

## 【算式】

基準モデル：総行政コスト/(事業用資産+インフラ資産)

改訂モデル：総行政コスト/公共資産

行政コストの公共資産に対する比率をみることで、どれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているか(資産が効率的に活用されているか)を分析することができます。さらに、この指標を行政目的別に算定することにより各行政分野におけるハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた財源配分を検討することができます。

比率が低いほど効率的に資産を活用しているといえます。

本市の行政コスト対公共資産比率は、相対的に低く効率的な資産活用がなされているといえますが、都市部に所在していることに起因し土地の金額が大きいことから、一人あたりの行政コストも併せて参照する必要があります。

オ 自律性に着目した分析

・ 受益者負担比率

自治体名	経常収益(A) (億円)	経常費用 (経常行政コスト)(B) (億円)	比率 (A) ÷ (B)
札幌市(改訂)	240	6,595	3.6%
仙台市(改訂)	145	3,282	4.4%
さいたま市(改訂)	94	3,343	2.8%
千葉市(基準)	582	4,202	13.8%
横浜市(改訂)	596	11,269	5.3%
相模原市(改訂)	71	1,959	3.6%
新潟市(改訂)	135	2,671	5.1%
静岡市(改訂)	102	2,207	4.6%
浜松市(改訂)	79	2,361	3.3%
名古屋市(改訂)	511	7,836	6.5%
京都市(改訂)	304	5,514	5.5%
大阪市(改訂)	617	13,403	4.6%
堺市(基準)	197	2,733	7.2%
神戸市(改訂)	458	6,054	7.6%
岡山市(改訂)	100	2,157	4.6%
広島市(基準)	217	4,108	5.3%
北九州市(改訂)	212	3,918	5.4%
福岡市(改訂)	345	5,210	6.6%
熊本市(改訂)	127	2,258	5.6%
平均			5.5%
川崎市・H22(改訂)	244	4,412	5.5%
川崎市・H23(改訂)	243	4,457	5.5%
川崎市・H23(基準)	344	4,317	8.0%

【算式】

基準モデル・改訂モデル共通：経常収益合計/経常費用合計

行政コスト計算書の「経常収益」は、使用料・手数料など行政サービスにかかる受益者負担の金額ですので、これを「経常費用（経常行政コスト）」と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

比率が著しく平均値から乖離する場合には、原因を究明し詳細に検討する必要があります。

本市は、政令指定都市の平均とほぼ同水準となっています。